

別府市監査委員告示第2号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課	ONSEN ツーリズム部	温泉課
	生活環境部	人権同和教育啓発課
	総務部	職員課
	建設部	公園緑地課
	同	建築住宅課

平成21年3月27日

別府市監査委員 櫻井美也子

同 浜野弘

同 金澤晋

監 査 報 告 書

1. 監査の対象及び期間

温泉課

監査期間 平成 20 年 4 月 8 日から平成 20 年 4 月 30 日まで

人権同和教育啓発課

監査期間 平成 20 年 5 月 8 日から平成 20 年 6 月 3 日まで

職員課

監査期間 平成 20 年 9 月 3 日から平成 20 年 10 月 3 日まで

公園緑地課

監査期間 平成 21 年 2 月 2 日から平成 21 年 3 月 4 日まで

建築住宅課

監査期間 平成 21 年 2 月 2 日から平成 21 年 3 月 4 日まで

2. 監査を実施した委員

別府市監査委員

櫻 井 美也子

同

浜 野 弘

同

金 澤 晋

3. 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取して行った。

4. 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(温泉課関係)

(1) 契約額が 20 万円以内の温泉維持補修工事について

温泉維持補修工事について見積書をもって契約書に替えた契約額が 20 万円以内の工事については、発注業者に極端な偏り等見られなかったが、本来一の工事とすべきと思われるものを分割して同一業者に発注しているケースが複数件見受けられた。

緊急を要す等の理由はあったかもしれないが、公共の工事であり、契約・支出の透明

性を図るためにも別府市契約事務規則を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。

(2) 温泉建設に対する貸付金及び補助金の支出事務について

温泉建設に対する貸付金及び補助金の支出事務については、先ず改修等施工の前提となる条例に規定された市長の許可行為等が脱落しており、事務の改善が必要と思われた。

また、平成 19 年度に執行された貸付金、補助金の額に誤りは見られなかったが、額の根拠となる見積書、領収書に一部不備が見られた。

支出に当たっては、申請書、事業実績報告書等の精査に努められたい。

なお、貸付金の償還については、良好に処理されていた。

(3) 市営温泉の指定管理者に係る事務について

指定管理者の指定の手続き、管理に関する経費の支出、手続き等については概ね適正に行われていたが、指定管理者の報告書の提出等については基本協定書を遵守し共通した報告様式を定め期限内に提出されるよう指導されたい。

(4) 指定管理者が徴収した市営温泉使用料の納付について

指定管理者が徴収した市営温泉使用料の納付については、別府市と締結した、基本協定書及び指定管理者業務仕様書により行うよう指定管理者を指導されたい。

(5) 使用料納付の際に用いる書類について

指定管理者が徴収した市営温泉使用料を別府市会計事務規則に定める様式第 6 号の領収証書を用いて、別府市指定金融機関等に納付していることは、適正な事務処理とは思慮されない。

今後は、使用料納付の際に用いる書類について、指定管理者の指導を行われたい。

(6) 公金徴収事務委託に関する事務について

毎年 4 月 1 日付で、地方自治法施行令第 158 条第 1 項第 1 号及び同施行令第 158 条第 2 項の規定に基づき行われている公金徴収事務委託に関する事務については、別府市会計事務規則により適正に事務を行われたい。

(人権同和教育啓発課関係)

(1) 補助金の支出について

人権同和教育啓発課における補助金は、5 団体に支出されており、執行総額は、10,360,000 円であった。

執行額に誤り等はなかったが、提出された事業実績報告書を補助金申請書の添付書類と

して扱っているもの 2 件、補助金申請書の添付書類として決算書、事業報告書が提出されているもの 2 件、補助金申請書の添付書類として決算書のみ提出されているもの 1 件と、事業実績報告書の提出に関する指導の不徹底及び文書登録等の事務処理に誤りが見られた。

また、提出された決算書、事業報告書の内容の精査も不十分と思われた。

別府市補助金等交付規則に基づき、事業実績報告書の期限内の提出指導及び提出された事業実績報告の内容の審査を徹底されたい。

(2) 会議出席負担金の支出について

会議出席負担金の支出事務については、概ね適正に事務が執行され特段の指摘事項はありません。

(3) 旅費及び費用弁償について

旅費の執行については、一部計算誤謬が見受けられたが、その他については概ね適正に処理されていた。

(4) 契約金額が 20 万円以内の工事について

北石垣集会所の施設整備工事のうち、一件の契約金額が 20 万円以内の工事について工事請負者、工事内容、見積日、工期等から判断すると同一工事として施工できるものが見受けられる。一工事として別府市契約事務規則に基づき適正に契約事務を行われたい。

(職員課関係)

(1) 特殊勤務手当、時間外勤務手当の支給について

特殊勤務手当の支給については、手当支給の対象となる業務について本来出勤日数について支給すべきものを外勤日のみに支給するなど一部統一性に欠けるものが見受けられた。

特殊勤務手当の支給にあたっては、対象業務、対象日数などを十分精査し、事務処理を行われたい。

時間外勤務手当の支給については、良好に事務処理が行われていたが、定額時間外支給者について一部時間外勤務命令の発令、課長確認がなされていないものが見受けられた。

条例、規則に基づいた時間外勤務の事務手続きを取られたい。

(2) 休暇について

- ① 年次有給休暇願については、当日届出され処理されているものが見受けられるが、

公務の正常な運営を妨げられていないのか懸念されるので、別府市職員服務規程第24条に基づく届出が、前日までに許可又は承認を受けることができない場合を除き、前日までに届出されるよう努められたい。

- ② 病気休暇承認願の任命権者の欄に市長部局以外の職員で、別府市長名で届け出ているものが見受けられた。任命権者宛てに届け出るよう指導し、事務処理をされたい。
- ③ 特別休暇について、届出書に証拠書類の添付のないものが見受けられた。出産補助休暇の認定を行うにあたっては母子健康手帳の写し等当該理由の発生を証する書類の添付が必要となってくることから適正な事務処理をされたい。

(3) 扶養手当について

- ① 扶養手当の届出書に受理年月日の記入がないものが見受けられた。
受理年月日は、扶養手当の支給の始期及び終期を算定する基礎となるものであるから、明確に記入するよう事務処理されたい。
- ② 届出書に決裁印の押印漏れが見受けられた。
別府市事務決裁規定を遵守されたい。

(4) 通勤手当について

- ① 通勤手当の支給開始日については、事実の発生年月日、所属長証明年月日、受理年月日等をよく精査し、事務処理にあたられたい。
- ② 受理日の記載洩れや受理印の押印洩れ及び日付の誤謬が見受けられる。
- ③ 所属長証明欄の所属長名の記載洩れ及び証明年月日の記載漏れが見受けられる。

(公園緑地課関係)

(1) 委託料、工事請負費の契約及び支払事務について

業者指名に極端な偏り等見られなかったが、契約金額が20万円以下の契約において本来一つの業務として契約すべきと思われる業務を同一業者に対しほぼ同一時期に分割して発注しているケースが見受けられた。

契約に当たっては、経費削減、適正な契約事務の遂行を心がけ、契約事務規則に沿った事務処理に努められたい。

(2) 公園使用料、占用料の収納事務について

申請書、許可書等関係書類は丁寧に整備されていたが、一部占用料の額の算定に誤りが見受けられた。

また、収納事務については、一部未納者への対応に遅れが見られた。収納状況の把握

に努め、滞納となった時点で督促等迅速に対処されたい。

(建築住宅課関係)

(1) 市営住宅使用料の収納について

市営住宅使用料の収納事務については、概ね適正に処理されていた。

滞納整理事務については、別府市営住宅等家賃長期滞納整理事務処理要領に基づき、連帯保証人への請求及び住宅の明渡請求等の処置を徹底し、滞納金の回収に引き続き努められたい。

また、徴収に至らず時効により不納欠損処分された中に、処分年度が不適切なものが見受けられたため、別府市会計事務規則第 40 条に基づき適正に処理されたい。

(2) 市営住宅整備に要する経費のうち工事請負費について

契約金額が 20 万円以内の工事費は一者見積りにより随意契約を締結している。このうち、同一場所、同一業務の工事で契約金額が 20 万円を超えるとみなされるものを、契約金額が 20 万円以内となる工事として分割発注しているケースが見受けられた。

いずれも一定期間の中で一つの業務として発注することが可能であったと推測されることから、競争による経済性の確保の観点からも、特に合理的な理由がないものについては、計画的に集約することにより一括して発注するよう努められたい。

(3) 市営住宅管理に要する経費のうち委託料について

随意契約はあくまでも例外的な契約であることを踏まえ、従来からの実績や専門性等を理由として、継続して委託している業務については見積書を精査し、複数業者から見積書徴取するなど契約方法や契約金額等について、常に厳正な検討を行うよう要望する。

(4) 住宅新築資金等貸付金について

住宅新築資金等貸付金に係る償還事務は、多額の未償還額が発生しているにも関わらず、平成 14 年度以降償還が一切無い状況が続いている。

適正かつ継続性のある滞納整理に努められることを強く要望するとともに、早急に償還推進助成事業の活用を図られたい。